

平成 26 年（2014 年）7 月 3 日

大阪狭山市長 吉田友好 様

大阪狭山市市民公益活動促進委員会

委員長 溝手 真理

諮問事項である「市民公益活動における促進諸施策のあり方」について（意見）

平成 24 年（2012 年）8 月 27 日に市長より委嘱を受けた市民公益活動促進委員（以下、「委員」という。）は、諮問事項として、市民公益活動における促進諸施策のあり方のうち、(1)市民公益活動促進補助金制度のあり方、(2)協働事業評価のあり方の 2 点を受け取りました。

同諮問事項に関し、委員で構成する大阪狭山市市民公益活動促進委員会（以下、「委員会」という。）は、11 回の委員会を開催し、その審議結果等について、下記のとおり意見を提出いたします。

なお、今期（第 6 期）の委員の任期は、平成 26 年 8 月 26 日付けで満了となることから、当意見書を参考に、さらに市民公益活動の促進を図るため、次期（第 7 期）委員会においても引き続き検討していただき、市民との協働によるまちづくりの推進に努めていただくよう希望いたします。

記

（1）市民公益活動促進補助金制度のあり方について

市民公益活動促進補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）は、平成 16 年 4 月 1 日に施行され、平成 20 年 3 月 3 日に第 3 期委員会が提言した「平成 20 年度大阪狭山市市民公益活動促進補助金の制度改正について」の意見書に基づき、要綱の一部改正が行われたところです。

その後、この補助金制度の「申請スケジュールの見直し」、「複数年度事業の申請事務の簡素化」、「最低評価点数の導入」、「補助金逡減規定の見直し」の 4 点について、前期（第 5 期）からの引き継ぎ事項として、今期も見直しの審議を重ね、一部平成 25 年度から実施いたしました。

「申請スケジュールの見直し」については、一定の改善が図られて効果もあったと考えます。「最低評価点数の導入」、「複数年度事業の申請事務の簡素化」、「補助金逡減規定の見直し」については、要綱改正が必要な事項を中心に継続審議扱いといたしました。

また、収支の予算額と決算額に大きな乖離がある場合への対応、費用対効果から補助対象科目別上限額の設定、新しい市民公益活動団体を発掘するため、チャレンジ部門の前段階として、市民公益活動団体の設立を支援するような部門の創設など、新たな検討課題も浮かび上がりました。

これらの審議経過を踏まえ、次期委員会において継続的に審議することを要望いたします。

なお、今期の補助金制度の見直しに関する主な審議内容等は、次のとおりです。

《申請スケジュールの見直しの審議内容等》

- 議会の予算承認を前提として、申請受付を 3 月から 1 月に前倒しするとともに、新たに事前説明会を開催した。
- この結果、申請者が申請内容を精査する日程の余裕が生まれ、委員会の「協働事業評価部会」が行う書類審査及び質問事項の事前調整の時間が十分確保できるという成果を得た。

《複数年事業の申請事務の簡素化の審議内容等》

- 申請者の負担軽減を図るため、別々の日程で開催していた事業報告会と公開プレゼンテーション（公開審査）を同日開催とする見直しを実施した。
- 審査項目の表現をわかりやすく改善するとともに、申請者の考えを整理するためと審査員のより公平な審査のために、新たに「団体自己 P R 票」を作成・導入した。
- 申請事業は、5 年間（通算 5 回）の時限があるため、申請者が資金的にも早期に自立できるようにするため、今後、市の事業と関連が深く公益性の高い事業は、市との協働事業に発展させることを検討した。担当グループとのコラボレーションを後押しすることとした。

《最低評価点数の導入の審議内容等》

- 最低評価点数を導入することは、補助金交付の趣旨である市民公益活動の促進と団体の育成という側面を尊重し、導入しないこととした。
- 予算範囲内で補助金申請がある場合はほぼ自動的に補助金を支給している現状の改善策については、引き続き議論が必要であることを確認した。
- 26 年度の補助金申請団体は、自立促進部門に 6 団体のみで、チャレンジ部門の申請がなかった。現況を分析すると「新しい公共サービスの在り方を実践的に提案する事業」など、市民団体へのよりわかり易い意図浸透や、新しい活動グループの萌芽

を育てる具体的施策など補助金のあり方を市民へ周知する根源的支援の必要性を深く受け止めるところである。

《補助金逡減規定の見直しの審議内容等》

- より多くの団体がこの補助金制度を活用するためには、市の予算の増額と、補助金の限度額の引き下げ及びその逡減額の見直しは必要であるとの結論を得た。具体的な引下げ額は要綱の改正とも関連するため継続審議事項とした。
- 印刷製本費や広告宣伝費等、及び講師等謝礼に、費用対効果の観点から上限額を設ける必要性についても継続審議事項とした。
- 今後、要綱や手引きに定める補助対象経費の見直しの検討が必要である。

(2)協働事業評価のあり方について

前期委員会で提言した「大阪狭山市協働事業評価～試験的实施を終えて～」では、「評価シートの向上」、「評価の展開力のアップ」、「日常的な行政評価の取組み」が課題として残り、継続審議となっていました。

そこで今期委員会では、委員会が協働事業の「市民活動団体」と「市(担当グループ)」の間に入り、より良い協働事業をめざす可能性について審議を重ねました。

しかし、当委員会の評価活動は事業実施時期等の関係で前々年度の事業実績に対するものとなること、さらに委員会が両者の仲介役をすることは、委員の人数が少なく、時間的・技術的にも困難であるという結論に達しました。

現在推進中の事業についての評価は、「市が日頃から客観的に成果目標や目的の達成状況についてタイムリーに分析すること。」を前委員会同様引き続き求めます。

また、先に述べたとおり、新たな市民協働事業の発掘のひとつの手法として、公益性の高い申請事業を新たな市との協働事業に発展させるため、5年の期限を待たずに委員会より市へ推薦することを決定いたしました。申請者が実施する事業の自立化に向けた支援として有効であると考えられます。

なお、今後、補助金活用団体が市との協働事業として採択された場合、見守り評価という形での「協働事業評価」を実施することが適当であるとの結論に至ったため、今期委員会の審議結果について、次期委員会での議論及び実施に結び付けていただくよう要望いたします。